墨田区自動体外式除細動器(ＡＥＤ)貸出要領

２１墨福衛保第650号
平成２１年７月１日

（目的)
第１条　この要領は、区民が参加するスポーツ競技その他の各種行事等において、参加者等が心停止状態に陥ったときに備え、自動体外式除細動器(以下「ＡＥＤ」という。)を貸し出すことにより、区民の健康危機管理体制を確立するとともに、救命率の向上に寄与することを目的とする。

（貸出し対象機器)
第２条　この要領により貸し出す機器は、保健衛生担当保健計画課に配置したＡＥＤとする。

(貸出しの対象行事等)
第３条　ＡＥＤの貸出しは、次のいずれかに該当する行事等に行うものとする。
⑴　区が共催、後援又は協力する行事等
⑵　区民が主な対象となるスポーツ競技、イベント、講習会の各種行事等
⑶　前２号に掲げるもののほか、区長が適当と認める行事等
２　前項の行事等は、営利を目的としないものとする。

(貸出しの対象団体)
第４条　ＡＥＤの貸出しの対象となる団体は、前条に定める行事等を主催する団体とする。

（貸出しの要件)
第５条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする団体は、原則としてＡＥＤを使用した救命講習を修了する等、基本的な心肺蘇生処置の知識を有する者を配置させるものとする。

（貸出期間)
第６条　ＡＥＤの貸出期間は、貸出しを受けた日から７日以内とする。

（貸出申請)
第７条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする者は、ＡＥＤ貸出申請書（第１号様式）を区長に提出しなければならない。

（貸出決定)
第８条　区長は、前条の規定により貸出申請書が提出された場合は、内容を審査し、貸出しの決定をしたときは、ＡＥＤ貸出決定通知書（第２号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
２　貸出しの期間が重複する申請があった場合は、原則として申込順で優先順位を決

定する。

（貸出中の維持・管理）
第９条　区長は、貸出しを受けた者に、ＡＥＤを常に良好な状態で保管させるとともに、機器の特殊性に配意した管理に努めさせるほか、次に掲げる事項を遵守させるものとする。
⑴　ＡＥＤを、取扱説明書によって適切に使用すること。
⑵　ＡＥＤを処分し、又は目的外に使用しないこと。
⑶　ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

（実績報告）
第１０条　区長は、貸出しを受けた者がＡＥＤを使用した場合は、ＡＥＤ使用報告書（第３号様式）を提出させるものとする。

（費用の負担）
第１１条　ＡＥＤの貸出しは、無償とする。

（損害賠償）
第１２条　区長は、貸出しを受けた者がその責めに帰すべき理由により、当該ＡＥＤを故障させ、破損させ又は紛失したときは、貸出機器と同種のもの又は相当と認める金額を賠償させることができる。

（補則）
第１３条　この要領に定めるもののほか、ＡＥＤの貸出しについて必要な事項は、福祉保健部保健衛生担当部長が別に定める。

付　則
この要領は、平成２１年７月１日から適用する。